

## カーボンニュートラル加速化先導モデル構築事業委託業務企画提案指示書

### 1 委託する業務名

カーボンニュートラル加速化先導モデル構築事業委託業務

### 2 業務の目的

本道の産業界におけるカーボンニュートラル化の促進を図るため、カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）達成に向けた先導モデルとなるプランを作成・公開することにより、CN化に取り組む道内企業を後押しする。

### 3 委託業務の内容

業務を実施する事業者（受託者）は、上記の目的を達成するため、次の業務を実施する。

#### （1） CN化プランを作成する2業種の選定

- ・業種は、日本標準産業分類に基づく大分類の区分とし、最も効果的と考える2業種とする。（農業、林業、漁業、公務、分類不能の産業を除く）

#### （2） CN化プランの作成支援

- ・（1）で選定した業種の道内企業2社がCN化するためのプラン検討・作成支援を行う。
- ・作成するCN化プランには、次の内容を盛り込むこと。
  - ア プラン作成企業におけるCN推進体制
    - ・CN化に向けた担当者を設置すること。
  - イ 当該企業の排出源・排出活動の整理
    - ・主要な排出源、排出活動毎に、企業全体のエネルギー消費量やCO<sub>2</sub>排出量を示すこと。
  - ウ CNの達成目標年度
  - エ 目標達成に向けた取組
    - ・省エネの取組や再生可能エネルギー、次世代エネルギーへの転換などを短期、中長期的な視点で検討すること。

#### （3） 定例検討会の開催

- ・CN化プラン検討・作成を円滑かつ効果的に進めるため、進捗確認、課題の共有や意見交換を行うための定例検討会を開催すること。

#### （4） 報告書の作成

- ・CN達成に向けた課題と解決方法及びその根拠等を取りまとめたCN化プランと、プラン作成に当たり検討した内容や意思決定に要した時間、留意点など含めた作成プロセスを報告書として提出すること。
  - ア 事業報告書：本編（A4版で製本したもの） 紙媒体 10部
  - イ 事業報告書：概要版（本編から企業秘密を除いた内容 A4版） 紙媒体 50部
  - ウ 上記を全て格納した電子媒体（CD-R） 一式

## 【業務内容に係る補足・留意事項】

### ○ CN化プランの条件 [3 (1) (2) 関係]

- ・プラン作成の対象企業は、道内に本社を置きCN化に意欲のある法人であること。
  - ・2050年までにCN達成を目指す計画であること。
  - ・作成するプランは、設備機器の更新時期や対象企業のキャッシュフローへの影響等を考慮した取組内容とし、現実的に達成可能なプランを作成すること。
  - ・省エネの取組及び再エネ又は次世代エネルギー（※）を活用することでCNを達成しようとするもので、単なる再エネ電力の購入やCO<sub>2</sub>排出権の取得のみでCNを達成する計画ではないこと。
- ※ 次世代エネルギー：CNに伴うグリーン成長戦略に掲げる水素・アンモニア燃料及びカーボンリサイクル燃料に掲げるエネルギー源(メタネーションによるガス燃料、バイオ燃料、合成燃料等)

### ○ 定例検討会の開催 [3 (3) 関係]

- ・参加者は受託者、プラン作成企業及び道担当者と想定するが、検討に必要な場合は、これ以外の者の参加を妨げない。
- ・開催回数・時期については、開催が必要な時点において適宜決定し、契約期間中3回以上開催すること。

### ○ 報告書の作成 [3 (4) 関係]

#### ①事業報告書：本編

- ・CN達成に向けた課題と解決方法及びその根拠等を取りまとめたCN化プラン
- ・CN化プラン作成に当たり検討した内容や意思決定に要した時間、留意点などを含めた作成プロセスを取りまとめた報告書を提出すること。
- ・カラーで印刷すること。用紙種別や製本形態は不問。

#### ②事業報告書：概要版 [公表版]

- ・道ホームページ上へ掲載するなど、広く公表し、道内企業が同様の検討をする際に活用してもらうことを想定。
- ・内容は、上記①「事業報告書：本編」の内容を元に、外部に公表できるよう企業秘密に係る情報を削除の上、構成したものを想定。
- ・カラーで印刷すること。用紙種別や製本形態は不問。

#### ③上記を全て格納した電子データ 一式

- ・データの形式は、Word・Excel・PowerPoint のいずれかとすること。（これにより難しいデータについては別途協議のこと。）

## 4 委託期間

契約締結日より令和5年（2023年）2月28日（火）まで

## 5 予算上限額

20,045千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 6 成果物

3 (4) に示すものを成果物として、委託期間終了日までに提出すること。

## 7 参加資格

個人又は法人並びに複数事業者による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 8 審査基準

審査は、次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

- (1) 業務遂行能力全般
  - ① 業務を実施するための適切な体制、全体スケジュール、経費積算となっているか。
  - ② CNに関する幅広い知見を有し、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制となっているか。
- (2) 企画提案内容
  - ① CN化プランを作成する 2 業種（想定する道内企業 2 社）の選定理由は適切か。
  - ② 当該企業の主要な排出源、排出活動の現状や、状況把握の手法は適切か。
  - ③ 効果的で十分達成可能な CN化プランの作成。
    - ・業種や企業の状況に即した最適かつ複合的な CN化の手法を検討する内容となっているか。
    - ・設備機器の更新時期や企業の財務状況等も考慮して取組を検討する内容となっているか。
    - ・2050 年の CN達成に向け、短期・中期・長期的な視点でプラン作成を検討する内容となっているか。

- ④ 次世代エネルギーや新技術の活用など、先導的な取組を検討する内容となっているか。
- ⑤ 報告書にとりまとめる内容は、プラン作成の検討過程や課題・解決法など、CNを目指す他の企業の参考となる内容か。

(3) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項

- ・道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出してください。

## 9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日までに参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書（別紙様式による）  
誓約書（別紙様式による）  
添付資料（参加表明書に定めるものによる）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和4年（2022年）6月10日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 13の（3）のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、一般書留のいずれか）

## 10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書提出の要請を受けた者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（別紙様式による）  
付属資料を添付する場合は、A4サイズの任意様式による。
- (2) 提出部数 9部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも記載しないよう注意すること。
- (3) 提出期限 令和4年（2022年）6月27日（月）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 13の（3）のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、一般書留のいずれか）
- (6) その他 企画提案書提出期限までに、企画提案指示書その他の文書からは判断が困難な事項について質疑応答がなされた場合は、軽微なものを除き原則随時ホームページ上で公表するので、内容を確認のうえ提出すること。

## 11 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出したものに対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書の数が増える場合には、プロポーザル審査会による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

## 12 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

### (1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

### (2) 契約形態

コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。

### (3) 契約保証金

受託者は契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める。

なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。

### (4) 前金払い

委託料の額の10分の3に相当する額の範囲内において、前金払を請求することができる。

### (5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

## 13 その他

### (1) 無効となる提出書類

参加表明書及び企画提案書並びに付属資料が次の事項の一つに該当する場合、原則無効となる。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

### (2) 企画提案書提出に関すること

- ・全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
- ・提出された書類は審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ・提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- ・全ての提出書類は返却しない。
- ・本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

### (3) 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課

省エネ・新エネ促進室（水素産業担当 加藤）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎8階

T E L : 011-204-5327 (ダイヤルイン) F A X : 011-222-5975